

# ◆お知らせ◆

## フロン回収破壊法が 改修されます。

業務用の空調機や冷凍冷蔵庫に冷媒として使用されているフロン類について、オゾン層の保護や地球温暖化の防止のため、大気中への排出を抑制することが重要です。

このたび、フロン類対策の取組みが包括的に見直されることになり、フロン類の回収や破壊について定められたフロン回収破壊法が改正されることになりました。

### 改正の主な内容

- ・名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められる。
- ・国は、業務用冷凍空調機器の管理者が遵守すべき管理基準を定める。
- ・機器の使用中にフロン類を多量に漏えいさせた機器管理者は、国に報告する義務が生じる。
- ・これまでの回収に加え、機器整備時にフロン類の充填を行うためには、都道府県の登録を受ける必要が生じる。（回収業者→充填回収業者）
- ・機器整備にあたり、充填回収業者がフロン類の充填・回収を行ったときには、機器管理者に充填証明書・回収証明書を交付する義務が生じる。

### 施行期日

- ・改正法の全面施行は平成 27 年 4 月に予定される。

